

柔道整復師施術料療養費請求・受領委任払制度の 改善実現の為の方策案(要旨)

平成 24 年 8 月 23 日
社団 JB 日本接骨師会
“患者と柔整師の会”

1. 本案は以下の趣旨によるものであります。

現行の療養費受領委任払制度は保険医療との関連で、被保険者・保険者及び柔道整復師の為に合理的に機能し得るシステムであります。ところで、生活様式などの変化によって疾病状況が変化し、それに伴う徒手整復術の幅広い適用が求められるようになりました。然るに、柔道整復師の数の増加等に伴う施術力の低下や療養費の不正請求問題が社会的非難を受けるようになりました。そこで療養費に関する現行制度を改善し、質の高い柔道整復術(徒手整復術)を保険医療の一つとして提供できるようにしようとするものであります。この改善は療養費の不正請求問題の解消にも資するものであります。

2. 現行制度の改善案は以下の通りであります。

1) 現下の柔道整復師の 90%以上は上記現行制度によって療養費の支払いを直接受けることのできる施術を行なっています。しかし、その療養費の請求・支払について社団法人日本柔道整復師会(以下 日整会という)、それ以外の柔道整復師によって構成されている業界団体、療養費の代行請求を業務としている会社等の営利団体に代行を委任している柔道整復師及び個人として直接請求をしている柔道整復師が存在しています。なお、日整会などの柔道整復師団体は、当該団体に所属している柔道整復師でなければ療養費の請求・支払の業務代行をしておりません。

2) 療養費の請求・支払がこのようにばらばらに行なわれていることも柔道整復師の施術力の低下をまねく原因の一つになっております。本案はこの統一を計り、良質な徒手整復術を保険医療の一環として提供できるようにしようとするものであります。

そこで、本案は日整会の柔道整復師は当該団体による療養費の代行を従来通り行なうものとし、それ以外の柔道整復師(以下 日整外柔道整復師という)の療養費の請求・支払の業務をできるだけ組織的に取扱うことが当面、上記の問題の解決に一步近づけることになるものと考えています。

- 3)日整会以外の業界団体は自己の費用で療養費の審査機構と支払機構を設置し、個々の柔道整復師との間でそれぞれ療養費取扱い加入登録契約を結ぶことにします。
- 4)審査・支払の機構はこれを設置した業界団体から独立した組織とし、審査・支払の機構が次のような業務を行いません。
 - (1)審査・支払の機構が一組となります。審査機構の構成員は保険者・学識経験者各 5 名、柔道整復師 3 名で構成されるものとします。支払機構の構成員はこれを設置した団体の柔道整復師 3 名、それ以外の登録者から 3 名の合計 6 名とします。
 - (2)柔道整復師は支払機構を設置している業界団体に所属している会員か否かを問わず、支払機構に加入登録することができます。但し、その為には療養費施術に関する研修(100 時間)を履修することが加入の条件となります。
 - (3)登録者は上記審査機構で療養費請求書の審査を受けた後に、支払機構より療養費の支払いを受けることができます。
 - (4)支払機構は加入者の登録事項を登録簿をもって管理します。登録事項は別紙登録事項表に記載の通りであります。登録期間は 5 年とし、不正請求等問題がない限り、5 年毎に更新することができます。
 - (5)審査機構は審査機構と保険者との間で取り決めた審査基準ないしその適用に関する取り決めにしたがって、請求書の審査を行います。但し、その審査は業界団体が行なうものでありますから、その費用は当該業界団体が負担します。なお、この審査は保険者の支払いを拘束するものではなく、保険者が独自の審査をすることを妨げるものではありません。審査基準の設定は別紙療養費審査基準設定の為の指針を参考にします。
 - (6)審査・支払機構の設置をしない業界団体は自己の会員を一括して支払機構との間で療養費取扱い加入登録契約を結ぶことができます。
 - (7)審査・支払機構を設置した業界団体は支払機構を通じて各保険者との間で加入登録した柔道整復師の療養費に関する取扱いについての個別の特別契約を締結します。特別契約の内容は別紙の通りであります。
 - (8)上記個別の特別契約を結んだ保険者は支払機構に加入登録をしていない柔道整復師の施術についてその柔道整復師に直接療養費を支払うことはできません。

3. 本案実施の準備について

- 1) 本案の準備期間を平成 25 年 4 月から 2 年以内とします。
- 2) 審査・支払機構を設置する業界団体は本案を実施するにあたってすみやかにホームページ等で各機構及び加入登録の為の療養費研修講座、加入登録契約・保険者との特別契約の内容などを明らかにするとともに各柔道整復師及び日整会を除いた業界団体に対して説明会を開催し、本案の内容を周知するものとします。
- 3) 審査・支払機構を設置する業界団体は各保険者に対して加入登録した柔道整復師の名簿を本案が実施するまでに提出し、その後も随時提出するものとします。
- 4) 個別の特別契約を結んだ保険者は本案施行の準備期間に請求書を提出した日整会会員以外の柔道整復師に対して上記期間経過後は支払機構との間で加入登録契約をしない柔道整復師に対して療養費を直接支払うことはしない旨を通知します。
- 5) 審査・支払機構を設置する業界団体は個別の特別契約をした保険者のリストをホームページで公開します。
- 6) 加入登録研修・科目等を公開します。
- 7) 複数の支払・審査機構ができる場合はすみやかに連絡協議会を設けるものとします。

登録事項とその管理

- (イ) 登録簿には下記の事項が登録されます。
- ④登録のための研修受講を履修した旨及び受講年月日。
 - ⑤卒業した養成学校の名前、入学・卒業年月日及び資格取得年月日。
 - ⑥柔道整復師以外の医療関係の資格名及び取得年月日、履歴及び不正請求で調査されたことがあるか否か、業務連絡先の住所・電話・FAX 番号・E メールアドレス。
 - ⑦施術所の所在、名称、開設年月日、届出年月日、業務時間、休憩時間、休診日。
 - ⑧施術所の見取り図、ベット数、使用している施術器具の種類と数、固定用具の種類、スタッフの数と資格、柔道整復師をスタッフにしている場合はその氏名・勤務時間、資格所得年月日、療養費請求書を具体的に作成作業をしている者の氏名・住所。
 - ⑨勤務者が登録する場合は勤務先施術所の所在・名称・開設年月日・開設責任者の氏名・住所及び資格の有無・勤務年月日・勤務時間、休診日、休憩時間等の労働条件。施術所経営者の住所・氏名・連絡先、柔道整復師などの医療関連資格の有無・職業、及び当該施術所以外に開設している施術所の名称・所在。
 - ⑩その他保険者から求められた事項。
- (ロ) 登録者は登録事項に変更があった場合は 10 日以内に変更事項を届けるものとします。
- (ハ) 登録管理者は登録者に対し登録事項の調査をすることができ、また、新しい事項の登録を求めることができます。
- (ニ) 登録管理者はいつでも登録者の施術所に立ち入って、登録事項及び出るものとします。これに関連する事項の調査をすることができます。登録者はこの立ち入り調査に協力するものとします。
- (ホ) 支払機構は登録について虚偽などが判明した場合、登録期間中であっても加入登録契約を取り消すことができます。

加入登録契約(骨子)

- (1) 加入者は審査・支払の各機構の指示・指導に誠実に従い、審査基準等によって適正な療養費施術を行い、適切な療養費の請求を行うものとします。
- (2) 加入者は審査基準及びその適用取決に基づいて被保険者及びその家族に対して施術し、審査機構が定めた請求用紙に基づいた請求書を審査機構に提出し、支払機構を通じて療養費の支払いを受けるものとします。
- (3) 加入者は保険者に直接請求書を提出することはできません。この場合、保険者から返却されても異議を述べることはできません。
- (4) 加入者は保険者からの療養費に関する問い合わせ、受付票・予診表及び施術録等作成した書類の提出を求められた時にすみやかに且つ誠意をもって協力します。
- (5) 加入者は療養費の不支給その他の問い合わせ等について審査機構ないし支払機構を通じて保険者に行います。
- (6) 加入者は加入した支払機構ないしその機構を通じてなす保険者の行う療養費についての照会あるいは審査機構の個別審査の為の照会等に応じるなど、これに協力します。もし、照会等に回答がない場合は審査機構による審査が不能であるとして、療養費請求書を返却されても異議を述べられません。この場合、加入者は原則として再度の請求をすることはできません。
- (7) 加入者は療養費請求書を毎月 10 日までに提出するものとします。
- (8) 加入者は支払機構に対し、いつでも登録事項の訂正・変更を求めることができます。登録事項の訂正・変更をする場合はその都度、加入者がその訂正・変更についての手数料を支払うこととなります。なお、訂正・変更は登録簿にその年月日及び訂正・変更の前後が明らかになる方法で行います。
- (9) 加入者は支払機構に対し、その登録事項を執務時間内に閲覧あるいは謄写を求めることができます。但し、それに要する費用(実費相当額)は請求者が負担します。
- (10) 支払機構は、加入者から申し出た登録事項及び支払機構が知り得た当該加入者の柔道整復師業務に関連する事項を登録し、その登録簿を管理します。

- (11) 支払機構は管理責任を定め、登録簿を他の書類と分離して特定の管理場所において管理します。
- (12) 審査機構は審査基準及び取り決めにホームページ上に公開し、その内容を周知します。
- (13) 管理責任以外の者は、支払機構の代表者及び上記の管理責任の承認がなければ登録簿の閲覧・謄写することはできません。閲覧・謄写をしたものはその内容を第三者に漏洩してはなりません。
- (14) 審査機構は保険者との間で前項の特別契約書、審査基準書及び適用取決に変更が生じた場合は加入者に対し、すみやかにその内容を知らせるものとしします。
- (15) 審査機構は加入者の求めに応じて、療養費の不支給に関する理由などを保険者に問い合わせをして、その理由を具体的に説明します。
- (16) 審査機構は療養費請求を毎月末日までに審査をし、直ちに各保険者に提出します。この場合、審査機構が個別審査を要する旨の決定した時は加入者に対しその旨及び個別審査の為に明らかにすることを求める事項、それに対応する照会書・資料の提出を求め、個別審査に要する期間を知らせるものとしします。
- (17) 審査機構は保険者から療養費に関し照会・問い合わせ等があった場合、当該加入者に期限を定めて、回答等を求めることができます。当該加入者は審査機構に対し、その期限内に回答するものとしします。
- (18) 審査機構は不支給の決定をする場合、当該請求者に不支給理由を明らかにして請求書を返却することにします。なお、不支給の決定は加入者と支払機構との加入登録契約の定めによって行うものであります。健康保険法等の法規上の処置ではありません。
- (19) 審査機構は請求書の写しに不支給の理由を付けて当該保険者に通知します。また、この審査によって不支給にした請求件数を毎年、保険者に報告し、かつホームページ上に公開するものとしします。
- (20) 支払機構は、保険者が加入者の療養費の審査に必要な旨の申出があった場合、登録簿の全部又は一部を保険者にその審査に必要な限度で開示することができます。但し、それ以外については加入者の同意または法令の根拠がない限りこれを第三者に開示しません。

- (21) 支払機構は加入者に下記事項が生じたときに加入登録契約を取消することができます。
- (イ)死亡
 - (ロ)柔道整復師の資格喪失
 - (ハ)登録取消の申出
 - (ニ)廃業
 - (ホ)6ヶ月以上、その所在が不明な場合。
 - (ヘ)休業期間の延長の申出がなく、その状態が1ヶ月以上続いた場合。
 - (ト)その他支払機構が加入登録を継続することができない事由が生じたことと認められたとき。
- (22) 加入登録の期間は登録した日から5年間とします。但し、加入者に療養費の不正請求など登録期間の更新を妨げる事由がない限り、更新することができます。更新後の期間は5年となります。以下、同様に更新することができます。
- (23) 加入者は登録の更新を希望する場合、期間満了の10ヶ月前に更新手数料を支払って支払機構に更新の申出を行うことができます。
- (24) 支払機構は更新を申し出た加入者に療養費請求について再教育の必要があると判断した時に療養費に関わる施術・請求書の作成及び施術倫理等に関する20時間以内の研修の受講を更新の条件にすることができます。
- (25) 支払機構はこの更新申出者が療養費の悪質な不正請求をしていたものであると認定した場合、当該申出者から弁明を聞いて、更新を拒否することができます。この場合、保険者の意見を参考にします。

療養費審査基準の指針

療養費審査基準は保険者と審査機構が協議して決定するものでありますが、その協議の為の指針は以下の通りであります。この指針は第二次試案の「療養費支給審査基準設定の為の指針」に、その後、保険者・被保険者及び柔道整復師からのそれぞれの意見を参考にこれを改めたものであります。従来の「指針」と区別する意味で「新・指針」としました。

加えて、審査基準の協議合意ができるまでの間の暫定的な基準として利用することも予定しています。その内容は以下の通りであります。

(1) 指針は前述の一般審査・個別審査のいずれかの審査基準にも共通する事項を定めています。

(2) 療養費の対象となる柔道整復師の施術は骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷及びこれと類似の症状のある負傷の施術とします。柔道整復師が行う施術の全てが療養費の対象となるものではありません。それが保険給付(現物給付)の補完とする療養費制度からの当然の帰結であります。前述の加入登録契約及び特別契約はいずれもいかなる意味においても前述の療養費の対象枠を広げるものではなく、その対象を明確にするものであります。

(3) 指針の具体的内容

以下の施術は上記(2)の負傷のものであっても、療養費の対象とはなりません。

①一部負担金を徴収しない施術。

②一部負担金以外の料金を徴収した施術。

③施術所の従業員・同居の親族に対する施術。

但し、骨折・脱臼及び強度の捻挫・打撲については応急手当(1回のみ)に限り療養費の対象とします。

④自己の施術所で起こした施術事故によって生じた負傷に対する施術。

⑤医師が施術を禁止・制限した患者・部位、保険者が事前に療養費の対象から除外した疾病。

⑥往診・休日・時間外の施術に対する往診料等。

(i)往診料は、受傷後24時間以内で通院が著しく困難であることを同居の親族、同居の親族がない場合は近隣の居住者からの通院困難証明書が請求書に添付されている場合に限りです。

(ii)休日・時間外の施術についての休日等の加算は、加入登録簿に施術時間・休日を登録し、且つそれを看板などで院内外に明示し、診察券・一部負担金等施術所が患者に発行する請求書にその旨を記載している場合に限り、下記の限度で療養費として取り扱うことができます。

1.応急処置の為の施術(1回限り)。

2.受傷後、74時間以内に初検施術。

3.被保険者が休日・時間外以外の日・時間に受診できないことを証明する資料の提出を受けた施術。

㊦登録施術所以外の施術。

但し、次の場合は除く(往診・時間外の料金は療養費に算入しない)。

(i)災害救援活動・スポーツ競技など活動現場で発症した負傷。

(ii)療養型施設入所者の施術のうち施設管理者や医師の同意がある施術。

㊧患者が直接作成した予診表のない施術。予診表は審査機構が定めた書式によるものとします。

㊨部位毎に施術期間が20日を超え、施術回数が1週間のうち4回を超える施術が見込まれる負傷については、請求書にその施術部位について審査機構の定める施術計画書を添付した場合に限り、その施術を療養費の対象とすることができます。

㊩加入登録をしていない柔道整復師による施術。但し、助手等が加入登録柔道整復師の直接の指揮の下で施術した場合、その者が柔道整復師の資格を有し且つ登録簿に常勤柔道整復師として登録されている場合は療養費の対象となります。この場合、直接施術を行なった助手の氏名・資格取得年月日、採用年月日及びその者が施術した部位を施術記録に記入しなければなりません。

㊪近接部位の施術は療養費の対象とはなりません。

- ⑬ 施術期間中に施術部位が追加変更された場合はその変更に関わる請求書にその変更原因(負傷原因が明らかな外傷として認められる)を具体的かつ明確にした施術所見書をその変更部位に関わる請求書に添付しなければ、変更部位の施術は療養費の対象とはなりません。
- ⑭ 請求書及びその他の資料から負傷内容または施術内容が明らかでない施術は療養費の対象とはなりません。
- ⑮ 鍼灸治療と同一の日に同一の部位ないし近接部位の施術。
- ⑯ 外因性のある負傷のうち受傷日から7日を超えた日を初検日とした施術。なお、受傷日から4日を超えて初検した場合は請求書に受傷日から初検日までの負傷状況及びその管理内容が明らかでない施術は外因性の負傷と見なすことはできません。
- ⑰ 骨折・脱臼・打撲・捻挫及び挫傷の負傷名を付けることができないこれらの負傷と類似の症状の施術は請求書に症状の内容(とくに痛み・はれ・運動機能の負傷程度等)をできるだけ具体的に記述すれば負傷名を付けなくてもその負傷に対する施術として療養費の対象とすることができます。但し、2部位を超える施術料は療養費の額に算入できません。
- ⑱ 負傷の原因を具体的に特定し、それを明らかにすることのできない打撲・捻挫及び挫傷の症状と類似の症状に対する負傷の施術は以下の条件のもとに療養費の対象とします。
- (i) その症状が明らかに内科疾患の疑いによるものでない負傷であること。
- (ii) その症状が打撲、捻挫及び挫傷の症状と明らかに類似の症状であることを証明し且つその症状が複数の部位に生じている時はその発症原因を特定し、各負傷部位毎にその症状を請求書に添付した施術証明書(審査機構の定める書式)に具体的に明示し、さらに上記負傷の症状の発症原因と判断された部位を特定し、それが発症の原因であると判断した理由、及びその部位に対する施術の有無、その施術内容、上記負傷症状によって派生した症状の有無、及びその症状の部位・程度並

びにその施術内容並びに上記症状によって、将来、派生的に発生する恐れのある病状の内容・部位を明らかにします。

(iii) 施術期間は63日以内とし、その間の施術回数は7日間のうち3回以内とします。

(iv) 上記施術期間(63日以内)まで行なった施術の療養費は最終施術をもって治癒したものとして審査します。この施術期間後30日を過ぎた時点で同一ないし近隣の部位に対する類似症状の施術は再発症状の施術として、2部位以上の施術をしても2部位以内の施術に限り、療養費の対象とします。但し、その施術期間は42日とし、その間の施術回数は7日間のうち2回以内とします。

(v) 上記施術期間(63日以内)のある時点で症状が治癒した場合、その治癒時点から63日を超えた時点で同一ないし近隣の部位に類似症状が発生した場合はその受診時から63日以内、その間の施術回数は7日間のうち2回以内の施術を療養費の対象とします。

(vi) 上記施術期間(63日以内)のある時点で施術を中止している場合、その施術期間後より63日を超えた時点で同一ないし近隣の部位に発症した類似症状が発生した場合、その施術について療養費の対象とします。但し、その施術期間は28日とし、その間の施術回数は7日間のうち2回以内とします。療養費の対象はその施術部位数が2部以上であっても2部位までとします。

各保険者と支払機構との間で結ぶ療養費受領委任払取扱に関する特別契約 (骨子)

上記特別契約の骨子は以下の通りであります。

- 1) 審査機構は各保険者に対し、支払機構に加入登録した柔道整復師の請求を審査します。
- 2) 審査機構は各保険者に対し、審査基準等を適用した審査を行います。
- 3) 保険者は社団法人日本柔道整復師会の会員以外の柔道整復師のうち登録柔道整復師にのみ療養費受領委任による請求を認めるものとします。
- 4) 審査機構は保険者との間で審査基準及びその適用についての取り決めの協議を行います。
- 5) 審査機構は登録柔道整復師に対し、年1回以上の保険研修を行います。
- 6) 審査機構は保険者に対し、登録柔道整復師に対し、集団ないし個別に療養費の指導を行います。
- 7) 支払機構は保険者に対し、登録柔道整復師が不正請求ないしは保険者及び審査機構の審査を妨害した場合は加入登録契約は取り消すものとします。
- 8) 審査機構は登録期間の更新にあたって保険者の意見を聞くものとします。
- 9) 審査機構は保険者の申出などを十分に尊重し、療養費施術の適正に努めるものとします。
- 10) 支払機構は保険者から受領した療養費を登録柔道整復師に自己の責任と判断で適正に支払うものとします。その支払いについての登録柔道整復師に対する責任は支払機構が負い、保険者に迷惑をかけないものとします。